

# 県民の皆様へのお願い

## ～ウィズコロナに向けた感染対策～

【要請期間】 令和5年3月7日(火) ～ 令和5年5月7日(日)

- ◆ 重症化予防効果が期待される**ワクチン接種**を積極的に検討してください。
- ◆ **日頃から**3密を回避し、換気・手指消毒・毎日の健康観察を習慣化しましょう。
- ◆ 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、**少しでも症状がある場合**、通勤、通学、外出、会食を控えてください。
- **3月13日以降のマスク着用**については基本的に個人の判断となりますが、着用が効果的な場面ではマスク着用を推奨します。

- ・ 流行を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項(以下「法」という。)の規定により、県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行います。

# ① ワクチン接種は

オミクロン株対応ワクチンの接種をお願いします（組換えタンパクワクチンであるノババックスワクチンの接種も可能です）

- 12歳以上の対象者につきましては、重症化予防効果と今後の変異株に対する有効性が期待されるオミクロン株対応ワクチンの接種を、積極的に検討してください。生後6か月以上12歳未満の対象者も接種の検討をお願いします。
- ワクチン接種を最新の状態にすることで、重症化等のリスクが低下します。高齢者施設等の入居者やデイサービスの利用者は、集団感染のリスクが高いため、未接種者は、是非、接種の検討をお願いします。

# ② 日頃から

感染対策を心がけ、「密集・密接・密閉」を回避するようお願いします

- 換気、手指消毒、毎日の健康観察を習慣化しましょう（特に、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦）。
- 感染に備え、家庭には、少なくとも3日分の食料と医療用（一般用）の抗原検査キット、解熱剤等の医薬品を常備しましょう。
- 子どもが集まる場面（学童、学習塾等）では、換気などの感染対策を大人がチェックすること。
- 会食にあたっては「感染防止対策認証店」を利用し、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えること。

※ 3月12日までの期間は、屋内・屋外、他者との身体的距離や会話の有無などの場面に応じた適切なマスクの着脱をお願いします。

# ③ 体調不良のときは

発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出、会食を控えてください

- 風邪症状を認めるときには、1週間程度は重症化リスクの高い高齢者、妊婦等には会わないように注意してください。
- 体調不良時に、通院等やむを得ず外出するときには、人混みは避けマスクの着用をお願いします。
- 救急医療を守るため、軽症の場合や検査目的での救急病院の受診は控えるとともに、救急車の適正利用をお願いします。

## ■ マスク着用について（3月13日以降適用）

基本的に個人の判断となりますが、着用が効果的な以下の場面ではマスク着用を推奨します

- 重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
- 医療機関の受診時
- 重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した（人との距離が確保できない）場所に行く時
- 通勤ラッシュ等混雑したバスやモノレールに乗車する時
- 施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられたとき

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが  
**令和5年3月13日から**

# マスク着用は**個人の判断**が基本となります

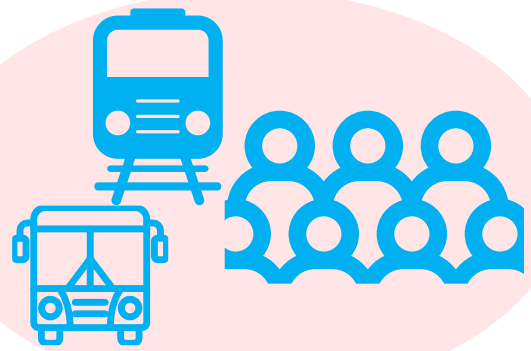
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

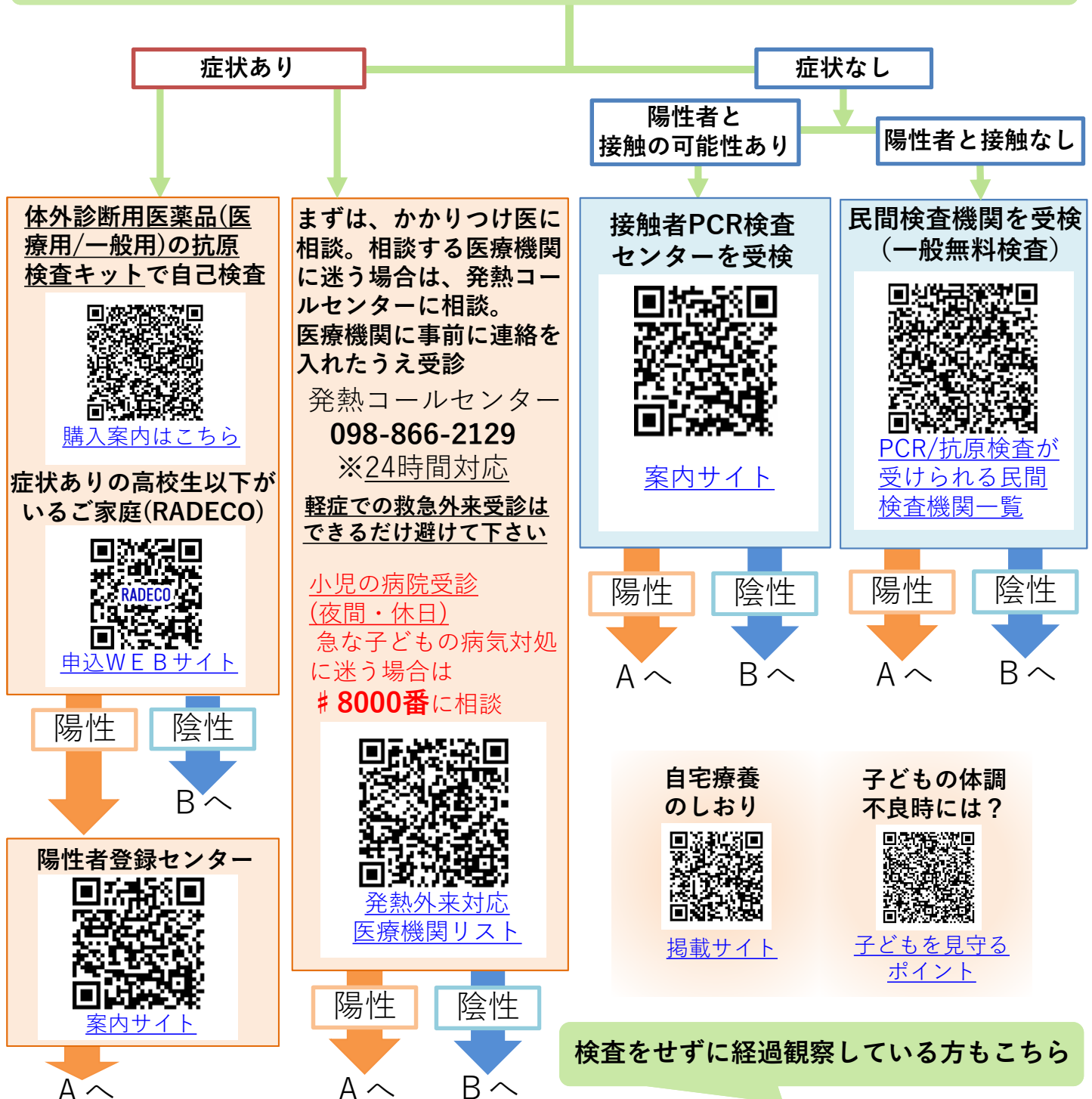
※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

# コロナかな？ と思ったら

あなたを守り、医療を守るために協力いただきたいこと



新型コロナに感染していないか不安があり、検査を受けたい



検査をせずに経過観察している方もこちら

## A. 陽性の場合

- 以下の①～④にあてはまる方は、「陽性者登録センター」へ申請すると共に、「自宅療養のしおり」を参考に自宅療養し、療養中の相談事についてはフォローアップシステムをご活用(098-894-8291)下さい。
  - ① 65歳未満、② 入院が不要、
  - ③ 重症化リスクがない(治療薬又は酸素投与の必要がない)、
  - ④ 妊娠していない
- 上記①～④以外の方は、沖縄県コロナ対策本部より届くSMS等の案内に従って療養を行って下さい。

## B. 陰性の場合(検査を希望しない方)

感染していても結果が陰性となる場合がありますので、引き続き感染対策にご協力下さい。  
 急な発熱・筋肉痛等の症状のある方は、インフルエンザ等ほかの疾病の可能性もあります。  
 かかりつけ医に相談、または人との接触避け自宅で療養を続け、悪化する場合は受診を検討して下さい。

発熱外来医療機関について

▶ 発熱コールセンター (098-866-2129)

# 医療用・一般用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ

## ～ 陽性者登録センターのご案内について ～

沖縄県では、**自ら実施した抗原検査キットの結果が陽性**となった場合に、オンライン（電話等）による医師の診断後、発生届対象外の方でも行政サービスを受けられる体制を整備しました。これにより、直接医療機関を受診せずに新型コロナウイルスの診断を行い、その後の速やかなケアに繋げることが可能となります。

### 【ご利用・申請の流れ】

#### 【手順1】ご自身で抗原検査キットによる検査を実施し陽性となった

※ 検査を実施する際は、**医療用又は一般用のキットで且つ有効期限内のもの**で実施してください。  
医療用抗原検査キットの販売薬局は、沖縄県薬剤師会HPの「お知らせ欄」よりご覧下さい。

#### 【手順2】電子申請システム（WEB）にて申請

QRコード読み取り後、ホームページの内容を必ず確認してください！

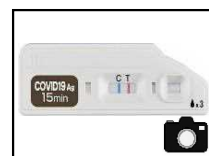
- 右のQRコードから「陽性者登録センター」のページにアクセスし、**内容・注意事項などの確認後**、陽性が確認されたご本人の①基本情報（氏名、生年月日及び連絡先など）、②使用した検査キット種類等を選択・入力して下さい。
- また、国が承認した医療用・一般用抗原検査キット及び検査結果が陽性であることを確認させて頂くため、③使用した検査キットの種類（商品名）、④検査の結果（判定ライン）が確認できる写真、⑤本人確認ができる身分証（運転免許証、健康保険証など）の**画像を添付**して下さい。



陽性者登録センターHP



添付イメージ（製品名）



添付イメージ（判定ライン）

#### 【手順3】整理番号が記載されたメールをもって**申請完了（重要）**

- ※ 申請後、必ず整理番号が記載されたメールが届いているか確認してください。
- ※ 申請時に登録したメールアドレスに整理番号が記載されたメールが届いていない場合、申請が出来ていないため、再申請をお願いいたします。

#### ○発生届対象の方（65歳以上・妊娠している方等）

##### 【手順4】申請内容の確認（電話）

- センター事務局より、申請内容確認のお電話があります。
- ※ **12時以降に申請された場合は、次の日の対応となります。**

#### ○発生届対象外の方

〈65歳未満・妊娠していない方〉

必要に応じて事務局よりお電話がありますので、必ず取るようにお願い致します。

##### 【手順5】医師による電話問診

- 医師より、申請時にご記入頂いた連絡先にご連絡し、電話による問診を行った上で診断を行います（※本サービスは新型コロナウイルスの診断を行うもので、**治療や薬の処方を行うものではありません**ので、あらかじめご了承下さい）。

##### 【手順6】陽性診断の通知メールをもって**登録完了**

- 医師の診断後、申請時にご入力頂いたメールアドレスにご連絡します。  
その通知メールで陽性登録となります。手続きで必要になる可能性があるため、削除しないようご注意ください。
- 登録後に行政サービスを受けたい場合は、登録完了メール内の問い合わせ先にご確認ください。

沖縄県 陽性者登録センター 問い合わせ先

【問合せ受付時間】 10時～12時、13時～17時（土日・祝祭日含む）

TEL：080-4102-0267／080-6488-2381／080-6488-2382